

別紙 評価基準1【一次審査】

区分		評価項目	評価の視点・指標	様式	配点
組織評価	事業体制	経営基盤	業務を円滑に遂行できる経営基盤はあるか。	財務諸表	5
		市内業者の活用度合い	施工や維持管理において市内業者の施工割合等ほどの程度か。また、その計画に具体性はあるか。	企画提案書	5
	事業実績	賃貸借役割を担う事業者の事業実績	平成27年4月から令和7年6月16日までの間に完了した国又は地方公共団体が発注したLED照明更新事業実績があるか。 (1事業あたりの事業費)	様式6	5
		施工を担う事業者の事業実績	平成27年4月から令和7年6月16日までの間に完了した国又は地方公共団体が発注したLED照明更新事業実績があるか。 (1事業あたりの照明設備灯数)	様式6	5
提案評価	業務全般	実施スケジュールの妥当性	事業実施にあたり、工程が妥当であり、確実な事業遂行が見込まれているか。また、施設運営に支障がないように配慮された更新計画か。	企画提案書	9
		消費電力量の削減効果 (相対評価)	消費電力量の削減効果が見込めるか。 配点(5点)×(提案者の消費電力削減量 / 全提案者のうち最も消費電力削減量の大きい提案者の消費電力削減量) ※ 小数点第一以下四捨五入	様式10	5
		提案の独自性・有益性	本業務の履行にあたって有益な独自提案が示されているか。	企画提案書	5
	機器	使用機器の選定	本市にとって有益性のある観点で機器選定を行っているか。	企画提案書	10
		施工の品質	施工の品質を確保するための具体的な提案があるか。	企画提案書	7
	維持管理	保守の実施体制・緊急時における対応	賃貸借期間における維持管理・保守の体制が確立されているか。緊急時における対応が適正で早期復旧への対策があるか。	企画提案書	15
価格評価		見積額 (相対評価)	適正な見積もりがなされているか。 配点(20点)×(全提案者の提案価格のうち最も低い提案価格 / 提案者の提案価格) ※ 小数点第一以下四捨五入	様式11	20
その他		プレゼンテーション	説明が理解しやすく説得力があるか。 質問に対する回答が適切か。 業務に対して積極性が感じられるか。	ヒアリング審査	9
合計※					100

※ 評価点数の合計が60点(満点の60%)未満の場合は、契約候補者として選定しない

別紙 評価基準 2 【最終審査】

区分		評価項目	評価の視点・指標	分割発注	一括発注	最高点
組織評価	事業体制	経営基盤	業務を円滑に遂行できる経営基盤はあるか。			5
		市内業者の活用度合い	施工や維持管理において市内業者の施工割合等ほどの程度か。また、その計画に具体性はあるか。			5
	事業実績	賃貸借役割を担う事業者の事業実績	平成27年4月から令和7年6月16日までの間に完了した国又は地方公共団体が発注したLED照明更新事業実績があるか。 (1事業あたりの事業費)			5
		施工を担う事業者の事業実績	平成27年4月から令和7年6月16日までの間に完了した国又は地方公共団体が発注したLED照明更新事業実績があるか。 (1事業あたりの照明設備灯数)			5
提案評価	業務全般	実施スケジュールの妥当性	事業実施にあたり、工程が妥当であり、確実な事業遂行が見込まれているか。また、施設運営に支障がないように配慮された更新計画か。			9
		消費電力量の削減効果 (相対評価)	消費電力量の削減効果が見込めるか。 配点(5点)×(提案者の消費電力削減量 / 全提案者のうち最も消費電力削減量の大きい提案者の消費電力削減量) ※ 小数点第一以下四捨五入			5
		提案の独自性・有益性	本業務の履行にあたって有益な独自提案が示されているか。			5
	機器	使用機器の選定	本市にとって有益性のある観点で機器選定を行っているか。			10
		施工の品質	施工の品質を確保するための具体的な提案があるか。			7
	維持管理	保守の実施体制・緊急時における対応	賃貸借期間における維持管理・保守の体制が確立されているか。緊急時における対応が適正で早期復旧への対策があるか。			15
価格評価		見積額 (相対評価)	適正な見積もりがなされているか。 配点(20点)×(全提案者の提案価格のうち最も低い提案価格 / 提案者の提案価格) ※ 小数点第一以下四捨五入			20
その他		プレゼンテーション	説明が理解しやすく説得力があるか。 質問に対する回答が適切か。 業務に対して積極性が感じられるか。			9
合計※						100

【評価方法】

- ① 「提案評価」のうち消費電力の削減効果については【分割発注】は2者の消費電力削減量の合計と【一括発注】の消費電力削減量とを比較してください。
- ② 「価格評価」については【分割発注】は2者の見積額の合計と【一括発注】の見積額とを比較してください。
- ③ ①及び②以外の項目については一次審査の【分割発注】2者の平均点と【一括発注】の点数とを比較してください。